

## 平成30年度野菜農業振興事業の実施等について

### 1 事業実施主体の公募について

加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、公募要領に基づき、平成30年1月9日～2月5日の間で、事業実施主体候補者の公募を実施した。3月22日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を開催し、事業実施主体の候補者を選定、4月2日に事業実施主体候補者の決定、結果の通知を行った。

契約野菜収入確保モデル事業は、公募要領に基づき、平成30年2月5日～3月5日の間で、事業実施主体候補者の公募を実施した。3月22日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を開催し、事業実施主体の候補者を選定、3月28日に事業実施主体候補者の決定、結果の通知を行った。また、4月11日～5月11日の間で、2回目の公募を実施し、5月23日に審査委員会を開催し、事業実施主体の候補者を選定、5月30日に事業実施主体候補者の決定、結果の通知を行った。

なお、事業実施主体候補者の公募と、事業実施主体候補者の選定結果については、機構のホームページ等により公告や公表を行っている。

### 2 事業の審査・採択について

(1) 事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、事業実施要綱等を4月1日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

また、必要に応じて、全国説明会を開催し、事業実施計画の早期提出に向けた指導、ヒアリングを行っている。

(2) 事業の採択に当たっては、昨年度同様、以下のとおり実施している。

・施設整備事業以外の事業については、コスト分析手法により採択する。

なお、平成30年度に新たに追加すべき事項はなかった。

(3) 平成30年度の補助事業の審査・採択の状況は、別表のとおりである。

(別表)

平成 30 年度野菜農業振興事業の審査・採択状況（平成 30 年 5 月末日現在）

「種類・件数」欄の◇印は「コスト分析手法」、件数は交付決定又は事業実施計画の承認件数である。

事 業 名	事業実施主体名	審 査 状 況	種類・件数
緊急需給調整推進事業	野菜価格安定法人等	5月8日 計画承認 5月11日 計画承認 5月17日 計画承認 5月15日 交付決定 5月28日 交付決定	◇ 5件 5件 11件 2件 5件
加工・業務用野菜生産基盤強化事業	農業生産法人・農業協同組合等	5月8日 交付決定 5月10日 交付決定 5月11日 交付決定 5月15日 交付決定 5月18日 交付決定 5月21日 交付決定 5月23日 交付決定 5月24日 交付決定 5月28日 交付決定 5月29日 交付決定	◇ 2件 1件 3件 2件 5件 1件 4件 1件 2件 1件
契約野菜収入確保モデル事業	農業生産法人等	5月1日 交付決定 5月7日 交付決定 5月21日 交付決定 5月30日 交付決定	— 8件 38件 14件 8件

参考

## 平成30年度野菜農業振興事業の 概要について

## 目 次

野菜農業振興事業について	1
緊急需給調整事業	2
契約野菜収入確保モデル事業	3
加工・業務用野菜生産基盤強化事業	4

## 野菜農業振興事業について

### 野菜を巡る課題

主要野菜の生産・出荷の安定

価格低落時等の野菜生産者の経営への影響緩和(次期作の確保)

増大する加工・業務用需要への対応強化と契約取引の推進



### 野菜農業振興事業

緊急需給調整事業

著しい価格低落、高騰時の產地調整、加工用販売等への助成

契約野菜収入確保モデル事業

加工・業務用の契約取引の推進への助成(収入補填、出荷促進、数量確保タイプ)

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

加工・業務用產地の育成に向けた技術導入等への助成

- 指定野菜価格安定対策事業等
- 契約指定野菜安定供給事業等

【平成 30 年度】

## 緊急需給調整事業

### 1. 事業の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されていることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要である。

このため、これらの価格が著しく低落又は高騰した場合における緊急需給調整対策（産地調整及び市場隔離等）の実施及び交付金の交付等により、生産者の次期作への生産意欲を維持することを通じて、野菜の生産及び出荷の安定を推進する。

### 2. 主な事業の内容

#### （1）生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜及び調整野菜を対象とした価格低落時における出荷の後送り、市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒し等を実施した場合、生産者と国の積立金（積立割合 1：1）から交付金を交付する。

#### （2）緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が消費拡大推進、産地情報調査員の設置等を行う場合、補助する。

3. 事業実施主体 登録出荷団体、民間団体等

4. 所要額（補助率） 133 百万円（定額、1／2 以内）

「重要野菜」とは、野菜法に基づく指定野菜のうち①生産量・流通量が多いこと、②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいことから重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。これに準ずる野菜として、春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい、レタスを「調整野菜」としている。

【平成 30 年度】

## 契約野菜収入確保モデル事業

### 1. 事業の目的

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。

このため、以下の 3 タイプの支援措置をモデル事業として実施する。

### 2. 事業の概要

#### (1) 収入補填タイプ

生産者等が実需者等との間で契約を締結した後に、天候等のやむを得ない事由で当初見込んでいた収入が得られなかつた場合に、当該生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するために、当該生産者等に交付金を交付する。

#### (2) 出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結後、卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合に、当該契約に沿って出荷した数量に応じて当該生産者等に交付金を交付する。

#### (3) 数量確保タイプ

中間事業者等が、実需者等と契約を締結後、生産者等から仕入れる予定であった野菜の数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保するため、卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要する費用にあてるための交付金を交付する。

### 3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、  
はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス（指定野菜 14 品目）

### 4. 事業実施主体

#### (1) 収入補填タイプ及び出荷促進タイプ

ア 対象品目を生産する者

イ アの者を直接又は間接の構成員とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は  
事業協同組合若しくは協同組合連合会

ウ その他アの者が構成員となっている団体

#### (2) 数量確保タイプ

中間事業者 ((1) のアからウまでの者から対象品目を買い受けて他の事業者に販売することを業とする者)

### 5. 所要額（補助率）

224 百万円（定額）

**【平成 30 年度】**

## **加工・業務用野菜生産基盤強化事業**

### **1. 事業の目的**

加工・業務用野菜の需要が野菜の需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の安定供給体制の整備が課題となる中、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となり、再び加工・業務用野菜の輸入量が増加する状況になっている。

このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、これまでの生鮮野菜産地等における加工・業務用への作付転換や、異常気象や連作障害に対処するため、作柄安定技術等の導入を推進し、加工・業務用野菜の安定的な生産及び供給の確保を図る。

### **2. 事業の内容**

#### **(1) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業**

実需者と契約を結び、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壤・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する産地に、取組面積に応じて支援する。

##### **① 対象品目（9 品目）**

えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス

##### **② 助成単価等**

15 万円／10a（1年目）

#### **(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業**

(1) の事業を効率的かつ円滑に実施するため、事業実施主体が取組に要した経費について補助する。

**3. 事業実施主体** 2 の (1) : 農業生産法人、農協連合会、農協等

2 の (2) : 野菜価格安定法人

**4. 事業実施期間** 3 年間 (2 の (2) は、単年度)

**5. 所要額（補助率）** 945 百万円（定額）

うち (1) 925 百万円（定額）

うち (2) 20 百万円（定額）